[事案 30-185] 先進医療給付金等支払請求

· 平成 31 年 4 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

入院・手術を受け、給付金を請求したところ、責任開始時前発症を理由に不支払いとされた ことを不服として、先進医療給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

白内障により入院・手術をしたため、平成29年11月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、白内障は責任開始時前に発症したものとして不支払いとされたが、以下の理由により、先進医療給付金、入院給付金、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)責任開始時前の受療は、以前、網膜剥離によって手術をした経過を見るための検診であり、 白内障のためではない。
- (2) 白内障を自覚したのは、契約後のことであり、医師からその病名告知を受けたのも同様であった。

<保険会社の主張>

契約前に、軽度とはいえ、白内障を発症していたという検査結果が出ており、責任開始時前 の発症が認められるため、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より審理過程を通じて確認した事実等を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。